

令和4年第5回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和4年5月24日(火)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時00分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時20分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	岡 安 広	出席	1	長 澤 い と	出席
	2	岩 上 賢	出席	2	川 野 信 之	出席
	3	関 山 功 一	欠席	3	齋 藤 光 則	出席
	4	進 藤 貴 一	出席	4	渡 邊 明 子	出席
	5	江 原 健 治	出席	5	神 田 潔	出席
	7	山 下 幸 一	出席	6	小 林 一 夫	出席
	8	吉 田 敏 雄	出席	7	安 野 和 好	欠席
	9	大 山 峰 夫	出席	8	清 水 清	出席
	10	安 藤 富司夫	出席	9	今 泉 志 江	出席
	11	荒 井 肇	出席			
	12	齋 藤 美佐夫	出席			
	13	江 口 泰 夫	出席			
	14	小 島 俊 雄	欠席		出席者	19名
					欠席者	3名
議事参与制限 を受ける委員	進 藤 貴 一		会長からの 出席要請者			
事務局	事務局長	佐々木 雅美		局長補佐	本村 剛士	
	主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
	主任専門員	岡安 秀夫				
説明員	主査	塩村 孝太郎		主任	安藤 寛子	
	主任専門員	岡安 秀夫				
会議次第	別添のとおり		配布資料	別添のとおり		

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 最適化活動の目標（案）について

協議報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第18条第6項の規定による通知について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から令和4年第5回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくをお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員11名、推進委員9名中8名でございます。 こののちは農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。
	【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員11名であり定足数に達しておりますので、これから第5回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に大山委員、安藤委員を指名いたします。
議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	
議長	日程第1 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。 番号1 につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積***a、農業従事者は*人、農業従事日数は300日、農機具については、トラクター1台を所有、田植機2台、コンバイン1台を共同所有しています。 そのため、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
議長	説明が終了いたしました。これから番号1の現地確認の報告を〇〇委員をお願いいたします。
委員	今回申請の、番号1、*****番**の3条申請につい

委員	<p>て、5月18日に現地を確認しました。現在、申請者は農地として使用されており、譲受人の農機具等を保有状況につきましては、軽トラック2台、トラクター2台、を保有し、田植機1台、コンバイン1台については共同で保有、籾の乾燥・調整は委託しており、所有する農地は全て耕作されております。</p> <p>については、今後も耕作されると判断いたしましたので、よろしく申し上げます。以上で報告を終わります。</p>
議長	<p>報告が終了しました。続いて審議に入りますが、本件は***に係る案件のため、議事参与制限がございますことから、暫時の間、議事の進行は職務代理者であります**委員をお願いしたいと存じます。**委員よろしく申し上げます。</p> <p>[委員一時退室]</p>
職務代理	<p>それでは暫時の間、議長に代わり議事の進行をいたします。議案第11号について御意見・御質疑がありましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>譲受人の貸付地が**アールあると資料に書いてありますが、私が、農業委員を仰せつかった一昨年7月の資料の中の3条の許可条件を見ますと、150日以上農作業に従事していること等の中に、所有する農地を貸していないことと云う条件が書いてあるのですけれども、今回は貸付が**アールと云うことですのでけれども、条件と内容が抵触するような気がします。どうか。</p>
事務局	<p>貸付地については、農地法第3条第2項各号に該当する場合については許可は認められないと云う条項があるのですけれども、2項1号の全部効率要件の中で、所有地を他の者に権利設定していても、下限面積50アールをクリアしていて違反等がなければ、法の解釈的には抵触はしないと云う通達がありまして、今回の案件については、貸付地はありましても要件は全て満たしていると云う考えになります。</p>
委員	<p>はい了解しました。貸付地があっても内容によっては許可できると云うことを理解しました。</p>
職務代理	<p>ほかにありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>[なしと云う声あり]</p>
職務代理	<p>お諮りします。本案については取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から、取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。</p> <p>[異議なしと云う声あり]</p>
職務代理	<p>異議なしと認めます。よって議案第11号については、原案のとおり決定します。以上をもちまして、議長の職を解かさせていただきます。◇◇委員は入室してください。</p>

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について

議長

日程第2 議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいただきます。

事務局

議案第12号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は4件でございます。

総会資料の3ページから4ページ目をご覧ください。

事務局

番号1につきましては、譲受人が譲渡人から売買により敷地拡張として追認するための申請です。

申請地につきましては、親戚関係である譲渡人の農地を、譲受人が昭和45年以前から自宅の通路敷として使用しており、譲渡人の同意が得られたため、今回、申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

昭和45年の都市計画法による市街化調整区域の線引き以前から宅地の一部として使用されていることが、昭和45年に撮影された航空写真により確認出来ておりますので、転用についてはおおむね認められるものと思われま

す。

番号2につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。

譲受人につきましては、海外にて在住しておりましたが、両親の介護のため帰国し、現在、市内の実家で生活しております。実家は単世帯で計画していた建物で、譲受人の子供も中学生になることを踏まえ、2世帯で住まいの建替を計画しましたが、実家の敷地が大きくないこともあり、新たに自己用住宅を建築したいと考え、今回申請がなされたものです。

申請地の農地区分につきましては、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。

また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま

す。

番号3につきましては、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転し、自己用住宅敷として転用するための申請です。

譲受人につきましては、現在、市の賃貸住宅にて生活しておりますが、将来の子育てを考えると現在の賃貸住宅では手狭であり、また、夫の職業が緊急出勤を要するため、自己用住宅を持ちたいと考え、今回、申請がなされたものです。申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件

事務局	<p>を備えていることから、おおむね認められるものと思われま</p> <p>す。</p> <p>番号4につきましては、譲受人が譲渡人から、使用貸借権を設定し、住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、市外の賃貸住宅にて生活しておりますが、妻の実家に住む祖父母が体調を崩し、将来、両親の介護及び子育てを考慮し、自己用住宅を建築したいと考え、今回、申請がなされたものです。</p> <p>申請地の農地区分は、甲種、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第2種農地と判断されます。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われま</p> <p>す。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>今回申請の議案第12号農地法第5条の申請について、5月18日に篠津の現地を確認いたしました。現在申請地は事務局の説明のとおり、昭和45年以前から宅地の一部として利用されており、今後も宅地の一部等として利用するものと確認いたしました。従いましてこの案件については、転用理由や申請地の状況から、転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。</p> <p>皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして番号2及び番号3の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>議案第12号 番号2及び番号3の現地確認の報告を行います。5月17日に現地を確認いたしました。案内図はページ3です。場所は白岡駅東側のマンションの東方向を南小学校の方に入ったところ</p> <p>です。申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所</p> <p>です。</p> <p>雑草は少々生えておりますが違反等はされてお</p> <p>りません。従いましてこの案件については、転用理由や申請地の状況から、転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして番号4の現地確認の報告を〇〇委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>今回の申請の番号4-1、4-2、4-3につきまして、***** ***、*****、*****の5条申請について、5月19日に現地を確認いたしました。現地案内図は4ページをご覧ください。</p> <p>なお、転用の理由等は事務局説明のとおりです。申請地は、10ha以上の集団農地とは認められませんでした。また、周辺は既に宅地等として利用されており、今後も市街化として発展する可能性が高い場所</p> <p>です。</p> <p>更に申請地は白岡消防署から約***m、□□クリニックから約***m、市役所から約600m、白岡駅から約800mの地域であります。</p>

委員	<p>また、申請地は若干草が生えておりますが違反等はされておられません。また、周辺農地に支障は出ません。従いまして、この案件については転用理由や付近の状況から、転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[なしと云う声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については、事務局の説明及び担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性から地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしと云う声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第12号については、原案のとおり決定します。</p>
<p><u>議案第13号 最適化活動の目標（案）について</u></p>	
議長	<p>日程第3 議案第13号 最適化活動の目標（案）について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>議案第13号 最適化活動の目標（案）について、事務局から御説明いたします。別冊1を御覧願います。</p> <p>農業委員会等に関する法律第37条で「農業委員会事務の実施状況を公表しなければならない」とされておりまして、公表する事項の1つとして様式が定められております。つきましては、今年度につきましても総会の議案として審議をお願いするものでございます。</p> <p>お配りした資料といたしましては、「令和4年度最適化活動の目標（案）」となっております。令和4年度の活動計画と目標値等を記載しています。</p> <p>ご意見等ございましたら、今週中くらいまでにいただけたら幸いです。</p> <p>また、先月総会で審議いただいた「令和3年度活動の点検・評価」と併せて、後日市のホームページで公開します。集計の考え方等に変更があり、報告する内容に大きな変更が生じる場合は再度報告させていただきます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
議長	<p>直ぐじゃなくてもよろしいとのこと。わからない点や聞きたいことがありましたら、後日事務局までお願いします。</p>

議長	お諮りします。本案については原案のとおり決定することで御異議ございませんか。
	[異議なしと云う声あり]
議長	異議なしと認めます。よって議案第13号については、原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第11号から第13号に係る議事を終了いたします。
<u>協議報告事項1 農地法第5条第1号第7号の規定による転用届出に対する専決処分について</u>	
議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
議長	協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明いたさせます。
事務局	協議報告事項1 農地法第5条第1項第7号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回の報告は6件でございます。 総会資料の7ページを御覧願います。 番号1につきましては、転用の内容は「寄宿舍」となっておりますが、具体的には、グループホーム建築のための転用でございます。番号2から6につきましては、分譲住宅敷地及び、ごみ置き場設置のための転用です。簡単ですが、説明は以上です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
	[なしと云う声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について</u>	
議長	続きまして、協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について を事務局から説明いたさせます。
事務局	協議報告事項2 農地法第18条第6項の規定による通知について でございますが、今回報告は2件でございます。 総会資料の9ページを御覧願います。 番号1につきましては、令和4年3月31日付け、2につきましては4月19日付けで届出のあったものです。解約理由は、高齢等により耕作が困難となったことによるものでございます。簡単ですが、説明は以上です。

議長	<p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p>[なしと云う声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
<p><u>協議報告事項3 その他</u></p>	
議長	<p>続いて協議報告事項3 その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p>
事務局	<p>協議報告事項3 その他 について でございますが、</p> <p>○農業委員会活動記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出がお済みでない方は、総会後に提出をお願いします。 <p>なお、記録簿の返却については、翌月の総会時を予定しております。</p> <p>○来月の農地パトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月 7日 荒井委員・大山地区推進委員 ・6月21日 江口委員・大山委員・日勝地区推進委員 <p>必要に応じて日程変更をお願いします。</p> <p>また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。</p> <p>上記日程で予定しておりますが、新型コロナウイルスの影響により、パトロールを中止する場合がございます。その際は改めてご連絡させていただきます。</p> <p>○来月総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6月24日（金）午前9時 ・議事録署名委員の大山委員、安藤委員（欠席の場合は、荒井委員、齋藤委員）の両委員は来月署名をお願いします。 <p>以上で、協議報告事項3その他を終わります。</p>
議長	<p>説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。</p> <p>[なしと云う声あり]</p>
議長	<p>ありがとうございました。以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。</p> <p>【終了 午前9時20分】</p>